

地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所に係る条例で定める基準(案)について

1 経緯

- (1) 地方分権改革に係る第1次一括法等に基づき、これまで厚生労働省令（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等）で定められていた介護サービス、特別養護老人ホーム等に係る人員・設備・運営に関する基準を地方公共団体の条例で定めることとなった。本市では、平成24年12月18日に「広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例」（以下「基準条例」という。）を公布し、平成25年4月1日から施行した。この基準条例においては、①サービス利用者等の処遇向上、②事業者の適正な事業運営の確保、③事業者の円滑な事業運営の確保の視点から、次のとおり独自基準を定めている。

視点	独自基準の項目		独自基準の内容
①	一般原則・基本方針	各事業の一般原則、各施設の基本方針	事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
	運営規程の記載事項（※）	利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項の記載	事業者は、利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項を、その運営規程に定めなければならない。
		利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合の要件等に関する事項の記載	事業者は、利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を、その運営規程に定めなければならない。
	金銭管理規程の整備（※）		事業者は、利用者等が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を利用者等に代わって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。
	管理者の研修の機会の確保		事業者は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
	非常災害対策	夜間を想定した避難訓練の実施	事業者は、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。
		水、食料品等の備蓄	事業者は、非常災害時の水、食料等の不足に備え、利用者等、従業者、管理者等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。
地域住民等との日頃からの連携		事業者は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。	

②	居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録の5年間保存	事業者は、法に規定する居宅介護サービス費等の支給の根拠となるものについて、その完結の日から5年間、これを保存しなければならない。
③	指定介護老人福祉施設（ユニット型施設を除く。）等の居室定員	指定介護老人福祉施設等（ユニット型施設を除く。）の1の居室の定員は、市長において特にやむを得ない理由があると認めるときは、2人以上4人以下の範囲内において市長が適当と認める人数とすることができる。

※ 平成26年4月1日から適用

- (2) 介護予防支援及び居宅介護支援並びに地域包括支援センターに係る基準については、平成25年6月14日に公布された第3次一括法により、地方公共団体が条例で定めることとされ、これに伴う厚生労働省令の一部改正省令が同年9月13日に公布された。
- (3) 第3次一括法等の関係部分は、平成26年4月1日に施行されたが、条例制定については、1年間の経過措置が定められている。

2 条例で定める基準(案)について

- (1) 地域包括支援センター（「介護保険法施行規則」） 別表1のとおり。
- (2) 指定介護予防支援事業所（「指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」） 別表2のとおり。

3 今後のスケジュール

- (1) 平成26年12月 12月議会に基準条例の一部改正案を提案
- (2) 平成27年4月1日 一部改正条例施行（運営規程の記載事項に係る規定については1年間の経過措置を予定）